

瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間事業者が、クラウドファンディングを活用して中心市街地に存する建物を再整備（リノベーション）し、管理運営していく事業に対し、予算の範囲内において、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の定義は次に定めるところによる。

- (1) クラウドファンディング インターネットのウェブサイトを通じて、不特定多数の者から幅広く資金を調達する手法をいう。
- (2) 事業 民間事業者が、クラウドファンディングを活用して中心市街地に位置する建物を再整備し、管理運営していく事業をいう。
- (3) 事業必要額 事業の実施に当たり、資金調達が必要な金額（自己資金、金融機関からの融資等により資金調達する金額を除く。）の合計をいう。
- (4) 中心市街地 瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画（平成11年3月15日策定）で定められた区域をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、事業を実施する個人又は法人その他の団体とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 市税の滞納がないもの（法人その他の団体の場合は代表者を含む。）
- (2) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないもの
- (3) 個人の場合は、本人が暴力団員（瀬戸市暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないもの、また、法人その他の団体の場合は、役員が暴力団員となっていないもの
- (4) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、不特定多数の来場者等を見込んで継続的に行う次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) まちの魅力向上に資するもの
- (2) 景観形成に資するもの
- (3) 空き家・空き店舗の利活用に資するもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業から除外するものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種を行う事業
- (2) 政治団体を支援する事業
- (3) 宗教上の組織又は団体を支援する事業
- (4) 専ら自らが資金を得ることを目的とする事業

（補助対象区域）

第5条 補助対象区域は、中心市街地とする。

（補助対象建物）

第6条 補助金の交付対象となる建物（以下「補助対象建物」という。）は、現に中心市街地に存在する建物とし、次の各号に掲げる要件を全て満たす建物とする

- (1) 補助対象建物に対して課される固定資産税及び都市計画税を、当該補助対象建物の所有者が滞納していないこと
- (2) 法令に違反していないこと
- (3) 建物の再整備を行うための工事と同一年度内に他の補助金等を受けないこと

2 補助対象建物の所有形態は、第3条に規定する補助対象者の自己所有又は賃借であることを問わないものとする。

（補助対象経費）

第7条 補助金の交付対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、第4条第1項に規定する補助対象事業に要する経費のうち、次に掲げる経費とする。

- (1) 補助対象建物の再整備を行うための工事費
- (2) 前号に規定する工事と一体的に行う必要な初期投資と認められる什器等の購入費
- (3) クラウドファンディングの実施に係る経費

（補助事業の認定）

第8条 補助事業の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）は、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業認定申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業計画書（第2号様式。以下「事業計画書」という。）
- (2) 補助対象経費となる工事の見積書
- (3) 事業の内容を示す書類、図面等
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、補助事業の認定又は不認定を決定し、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業認定結果通知書（第3号様式）により認定申請者に通知するものとする。

3 認定申請者が、前項の規定により補助事業の認定を受けた後に、事業計画書に記載した事項を変更（中止及び廃止を含む。）する場合は、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業計画変更承認申請書（第4号様式）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

（クラウドファンディングの実施）

第9条 前条第2項の規定により補助事業の認定を受けた事業者（以下「認定事業者」という。）は、クラウドファンディングを実施して資金調達を実施するものとする。

2 認定事業者は、前項のクラウドファンディング終了後、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業クラウドファンディング結果報告書（第5号様式。以下「結果報告書」という。）にクラウドファンディングの結果を確認できる書類を添付し、市長に提出しなければならない。

（認定の取消し）

第10条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第2項に規定する補助事業の認定を取り消すものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) クラウドファンディングによる調達額が事業必要額の2分の1以上を達成できなかったとき、又はクラウドファンディングによる調達額が事業必要額を超過したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が認定を取り消す必要があると認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消すことを決定したときは、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業認定取消通知書（第6号様式）により認定事業者に通知するものとする。

（補助金の交付要件及び交付額）

第11条 クラウドファンディングによる調達額が事業必要額の2分の1以上かつ事業必要額未満となった場合、事業必要額とクラウドファンディングによる調達額の差額分を補助金の交付対象額とする。

2 補助金の交付額は、前項に規定する交付対象額（1,000円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額）のうち予算の範囲内において市長が定める額とし、一事業当たり500万円を限度とする。

（交付申請）

第12条 クラウドファンディングによる調達額が事業必要額の2分の1以上かつ事業必要額未満となった認定事業者は、結果報告書を提出後、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付申請書（第7号様式）に、次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 収支予算書
- (2) 認定事業者に係る瀬戸市税に未納がない証明（ただし、市税の納付状況

を公簿により調査することを承諾する場合は除く。)

(3) 補助対象物に係る固定資産税及び都市計画税に未納がない証明（ただし、市税の納付状況を公簿により調査することを承諾する場合は除く。）

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(交付決定)

第13条 市長は、前条に規定する交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付すべきと認めたときは、速やかに補助金の交付を決定し、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付決定通知書（第8号様式）により、前条に規定する交付申請をした認定事業者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において、必要があるときは当該補助金の交付について条件を付することができる。

(計画の変更)

第14条 前条に規定する交付決定通知を受けた認定事業者は、交付決定を受けた後において、事業計画書に記載した事項に変更（中止及び廃止を含む。）が生じた場合は、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金補助事業計画変更承認申請書を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(実績報告)

第15条 認定事業者は、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業実績報告書（第9号様式。以下「実績報告書」という。）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 収支決算書

(2) 補助対象事業の成果を示す文書、図面及び写真

(3) 補助対象経費に係る費用についての支出を証する書類

(4) クラウドファンディングにより調達した資金の入金を確認できる書類

(5) クラウドファンディング仲介事業者との契約に係る書類

(6) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する実績報告書の提出期限は、補助対象事業を完了した日以後30日以内又は補助対象事業を実施した年度の3月31日のいずれか早い日とする。

(補助金交付額の確定)

第16条 市長は前条に規定する実績報告書が提出されたときは、速やかにその内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付額を確定し、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金交付額確定通知書（第10号様式）で認定事業者に通知するものとする。

(補助金の請求及び交付)

第17条 前条の規定による補助金交付額確定通知を受けた認定事業者は、瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金請求書（第11号様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による補助金請求書に基づき、認定事業者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第18条 市長は、認定事業者が次の各号のいずれかに該当した場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、既に交付した補助金があるときは、当該補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

- (1) 第3条に規定する要件を満たしていないことが判明したとき。
- (2) 虚偽の申請、その他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこの要綱に違反したとき。
- (4) 第15条第2項に定める期日までに、実績報告書が提出されなかったとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消すことを決定したときは瀬戸市クラウドファンディング活用事業補助金事業交付決定取消通知書（第12号様式）により認定事業者に通知するものとする。

(成果の公表等)

第19条 市長は、補助対象事業の成果を公表することができる。

2 市長は、補助対象事業の成果について、セミナー等において認定事業者（前条に規定する交付決定取消しを受けたものを除く。）に発表させることができる。

(検査等)

第20条 市長は、認定事業者に対し、補助対象事業に関する必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

(補助金の経理等)

第21条 認定事業者は、補助金の収支等に関する帳簿類を備え、これらの帳簿類を補助対象事業が完了した日の属する会計年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

(その他)

第22条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。